亀山市議会議員定数条例

議会事務局議事調査室

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成17年1月の亀山市・関町の合併に伴う、亀山市・関町合併協議会の「議会議員の定数及び任期に関する小委員会」からの意見書には「合併の具体的な効果が生まれるような方策として、今後、改選時には更なる削減を望むものである」という意見が付されています。

平成の合併以前、またそれから以降、三重県下各市においては、議員定数の見直し、削減が行われており、現在では、津市、伊賀市を始めとする10市で定数削減が行われております。また、全国の各自治体においても、多くの自治体で議員定数の見直し、削減が行われているのが現状です。

一方、社会経済は依然不透明な状況であり、亀山市は、平成23年度に地方交付税の交付団体に転じ、中期財政見通しにおいても市税収入の増加が見込めず、市政運営が厳しさを増してきており、市当局も行財政改革大綱の見直しを行い、更なる財政の健全化に向けた取り組みを進めています。

そのような中、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置の一つとして、地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定が撤廃され、議員定数は地方公共団体の判断に委ねられることになりました。

現在、市議会では、亀山市議会基本条例に基づき、さまざまな議会改革に取り組み、また、同条例第17条に規定する議員の定数については、議員定数条例の制定により運用が可能となります。

以上のような国の方針、他市の動向、亀山市の厳しい現状を勘案する中、市政の一翼を担う市議会の責務として、また、議会改革の一環として議員定数の削減を行うため、本条例を制定するものです。

2 制定内容
現在の議員定数22人を4人削減し、18人とします。
3 その他
この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一
般選挙から施行することとします。